

第 1 回 栃 木 県 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部 会 議

日時 令和 2 (2020) 年 1 月 31 日 (金) 10 : 30 ~

場所 県庁舎本館 9 階特別会議室 1

次 第

1 開 会

2 議 題

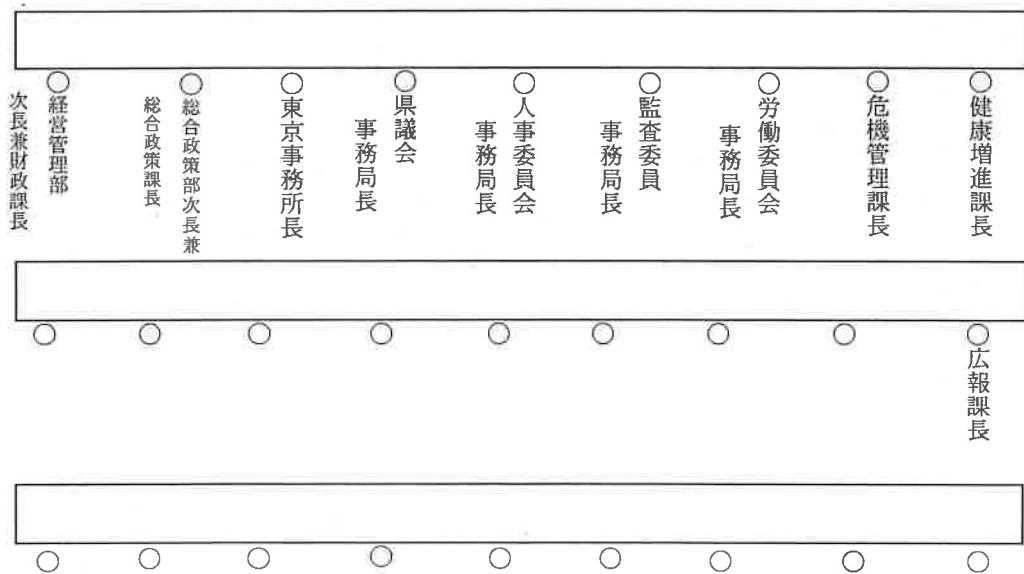
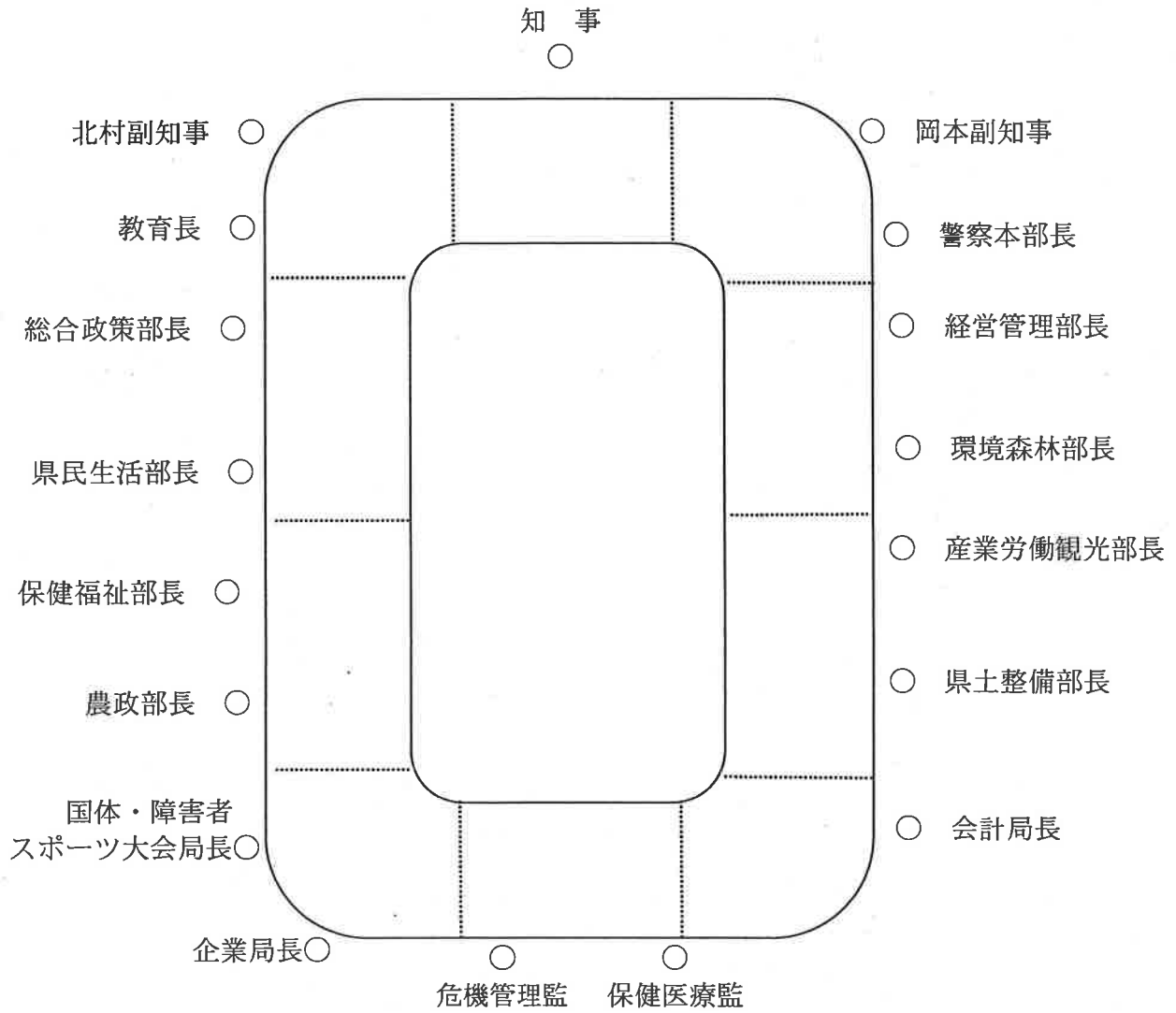
- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について
- (2) 本県の対応について
- (3) その他

3 閉 会

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

本部長	栃木県知事	福田 富一
副本部長	副知事	北村 一郎
	副知事	岡本 誠司
本部員	教育長	荒川 政利
	警察本部長	原田 義久
	総合政策部長	阿久澤 真理
	経営管理部長	茂呂 和巳
	県民生活部長	石崎 金市
	環境森林部長	鈴木 峰雄
	保健福祉部長	森澤 隆
	産業労働観光部長	小竹 欣男
	農政部長	鈴木 正人
	県土整備部長	熊倉 一臣
	国体・障害者スポーツ大会局長	石松 英昭
	会計局長	沼尾 正史
	企業局長	矢野 哲也
	県議会事務局長	篠崎 和男
	人事委員会事務局長	入野 祐子
	監査委員事務局長	篠崎 直樹
	労働委員会事務局長	松崎 禎彦
	危機管理監	松村 誠
保健医療監	海老名 英治	

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 座席表



新型コロナウイルス感染症の発生状況等について

令和2(2020)年1月31日 保健福祉部

1 最新の発生状況(厚生労働省発表1/30 12時時点)

コロナウイルスは、複数の種類があり、軽い風邪の原因となるもののほか、深刻な呼吸器疾患を引き起こすものがある。昨年12月から、中国湖北省武漢市を中心に新型コロナウイルス感染症による肺炎患者が増加しており、日本を始め複数の国で患者の発生が確認されている。

(1) 各国の発生状況

	感染者	うち死亡者	備考
中国	7,711	170	武漢市を封鎖
日本	9	0	県内での感染者:0件
その他	77	0	タイ、韓国、台湾、米国、ベトナム、シンガポール、フランス、オーストラリア、マレーシア、ネパール、カナダ、カンボジア、スリランカ、ドイツ、アラブ首長国連邦、フィンランド (計16の国と地域)
合計	7,797	170	

(2) 国内の状況

	感染者	うち死亡者	武漢市への 渡航歴・滞在歴	病状
北海道	1	0	有	症状安定
東京都	2	0	有	2名とも軽快
神奈川県	1	0	有	全快
愛知県	2	0	有	軽快傾向1、症状安定1
奈良県	1	0	無	症状安定
大阪府	1	0	無	症状安定
チャーター機対応	1	0	有	1名が発熱・咽頭痛 ※その他無症状病原体保有者2例
合計	9	0		

2 世界保健機構(WHO)の緊急委員会の結果について(1/31)

「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)に該当する」と表明

【直近でPHEICが出された事例】

- ・2016年2月ジカ熱の国際的拡大
- ・2019年7月コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生状況

3 国の主な対応

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に関する関係閣僚会議の開催及び対策本部の設置
- (2) 国ホームページによる情報提供と注意喚起
- (3) 外務省による渡航に関する注意喚起(感染症危険情報レベルの引き上げ)
- (4) 検疫所における水際対策(サーモグラフィー設置、自己申告の呼びかけ)
- (5) 感染症法・検疫法に基づく指定感染症・検疫感染症へ指定

コロナウイルスとは (厚生労働省 HP 抜粋)

コロナウイルスとは人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスです。

人に感染症を引き起こすものはこれまで6種類が知られているが、深刻な呼吸器疾患を引き起こすことがある SARS-CoV (重症急性呼吸器症候群コロナウイルス) と MERS-CoV (中東呼吸器症候群コロナウイルス) 以外は、感染しても通常の風邪などの重度でない症状にとどまります。

【人に感染するコロナウイルスの特徴】

	ヒトコロナウイルス (4種類)	SARS コロナウイルス	MERS コロナウイルス	新型コロナ ウイルス
病名	風邪	SARS (重症急性呼吸器症候群)	MERS (中東呼吸器症候群)	未定
発生年	毎年	2002年～ 2003年(終息)	2012年～ 現在	2019年12月 ～現在
宿主動物	ヒト	キクガシラ コウモリ	ヒトコブラクダ	不明
主な症状	鼻炎、上気道炎、下痢	高熱、肺炎、 下痢	高熱、肺炎、 下痢、腎炎	発熱、呼吸器 症状、肺炎
潜伏期間	2～4日	2～10日	2～14日	最大14日
重症者の 特徴	通常は重症化 しない	糖尿病等の慢性疾 患、高齢者	糖尿病等の慢性 疾患、高齢者、 入院患者	不明
死亡者数/ 感染者数	不明	774/8,098	858/2,494 (2019.11.30時 点)	170/7,797 (2020.1.30 時点)
致命率	ごく稀	約9.6%	約34%	—

(出典：国立感染症研究所) (健康増進課調べ)

新型コロナウイルス感染症に係る栃木県の対応状況

R2. 1. 31 栃木県保健福祉部

項目	これまでの対応	今後新たに実施する対応
1 実施体制の整備	○ 第1回栃木県健康危機管理調整会議を開催し、庁内関係課との情報共有(1/24)【保健福祉部、関係各部】	○ 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置(1/31)【全庁】
2 予防まん延防止対策	○ 県ホームページにて関連情報の提供 ・ 県民への感染予防の注意喚起 ・ 渡航者(入出国者)向けに中国語での早期受診等の注意喚起 ・ 外国語での対応医療機関の検索リンク作成 ・ 感染が心配な方の相談窓口を掲載 ○ 旅行業関係機関(旅館業施設、旅行業協会、観光交流協会)に対する注意喚起 ○ 県内教育機関(幼稚園、認定保育園、教育委員会、私立学校)に対する注意喚起 ○ 県内各所に対する注意喚起 (詳細は別紙のとおり) ○ とちぎ外国人相談サポートセンターでの医療等の相談受付	○ 引き続き、県民や関係機関への情報提供
3 医療対策	○ 各医療機関に対し、院内感染防止の要請 ○ 各医療機関に対し、疑い患者が受診した場合の情報提供を要請 ○ 疑い患者が発生した場合、保健所において疫学調査及び濃厚接触者に対する健康観察を行える体制及び患者の検査体制(検体搬送体制)を整備 ○ 各消防本部に対し、標準的な感染予防策の徹底等を周知	○ 栃木県保健環境センターにおける検査体制を整備 ○ 患者の接触者に対する健康観察の徹底 ○ 感染症法に基づく指定感染症としての措置(感染症指定医療機関への措置入院、就業制限、消毒等)

新型コロナウイルス感染症に係る栃木県対策一覧 (R2(2020) . 1.31 現在)

部	これまでの対応	今後新たに実施する対応
経営管理部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 私立学校(小・中・高・中等・専修・各種)に対し、不要不急の渡航を自粛するよう周知(1/24)【文書学事課】 ○ 私立学校(小・中・高・中等・専修・各種)へ渡航中止勧告に引き上げられた旨周知(1/24)【文書学事課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 罹患者が発生した場合における私立学校と県との休日・夜間連絡体制の検討【文書学事課】
県民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各消防本部に対し、「標準的な感染予防策の徹底」、「新型コロナウイルス患者搬送後の救急車の消毒等の徹底」を周知【消防防災課】 ○ 県ホームページページに<u>関連情報を集約</u>【広報課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内における患者発生など、<u>県ホームページへのアクセス集中</u>が予想される時点から閲覧困難状況の発生を常時確認。必要に応じ「<u>軽量版</u>」への切替えを検討【広報課】
環境森林部	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>感染性廃棄物処理業者、市町村(一部事務組合含む)</u>に対し、「<u>廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について</u>(R2.1.22環境省通知)」を周知【廃棄物対策課】 <p>※ 環境省から全国産業資源循環協会、日本医師会会員等への周知依頼済</p>	
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回<u>栃木県健康危機管理調整会議</u>を開催し、庁内関係課との情報共有(1/24)【保健福祉部、関係各部】 ○ <u>県内の救護施設等</u>に対し、県ホームページにて関連情報を提供し、<u>施設内感染防止の徹底</u>を依頼(1/27)【保健福祉課】 ○ <u>県医師会及び病院協会</u>に対し、「<u>院内感染の防止対策の徹底</u>」を周知依頼(県ホームページにも掲載)(1/24)【医療政策課】 ○ <u>高齢者関係施設(特養、老健、有料老人ホーム等)及び関係団体(県シルバー人材センター連合会、県老人クラブ連合会等)</u>に対し、<u>注意喚起</u>【高齢対策課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部</u>を設置【全庁】 ○ <u>栃木県保健環境センター</u>における<u>検査体制整備</u>【健康増進課】 ○ <u>患者の接触者</u>に対する<u>健康観察の徹底</u>【健康増進課】 ○ <u>感染症法に基づく指定感染症</u>として、<u>まん延防止に向けた措置</u>(<u>感染症指定医療機関への措置入院、就業制限、消毒等</u>)【健康増進課】

部	これまでの対応	今後新たに実施する対応
	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>県ホームページにて関連情報の提供【健康増進課】</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>渡航者（入出国者）向けに中国語での早期受診等の注意喚起</u> ・<u>外国語の対応医療機関のリンク作成【医療政策課】</u> ○ <u>電話相談窓口の周知【健康増進課】</u> ○ <u>市町への周知【健康増進課】</u> ○ <u>障害者施設・事業所に対し、県ホームページの周知及び感染症予防の取組を依頼【障害福祉課】</u> ○ <u>幼稚園、認定保育園に対し、「教員、児童、生徒に対する渡航に係る注意喚起」の周知【こども政策課】</u> ○ <u>市町に対し、所管する保育所、児童厚生施設、放課後児童クラブ等への注意喚起等を依頼【こども政策課】</u> ○ <u>児童福祉施設に対し、注意喚起等を依頼【こども政策課】</u> ○ <u>栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合等に対し、肺炎患者発生に係る協力依頼及び県ホームページによる周知</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>宿泊者名簿記載の徹底</u> ・<u>発症者等の医療機関受診の勧奨【生活衛生課】</u> ○ <u>住宅宿泊事業者に対し、肺炎患者発生に係る協力依頼及び県ホームページによる周知</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>宿泊者名簿記載の徹底</u> ・<u>発症者等の医療機関受診の勧奨</u> ・<u>宿泊者が発症を申し出た場合の観光庁への報告の徹底【生活衛生課】</u> 	

部	これまでの対応	今後新たに実施する対応
産業労働 観光部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県ホームページ関係情報の中国語訳【国際課】 ○ とちぎ外国人相談サポートセンター（とちぎ国際交流センター内）での医療等の相談受付【国際課】 ○ 知事登録の旅行業者に対し、注意喚起【観光交流課】 ○ 市町観光主管課及び観光協会に対し、注意喚起【観光交流課】 ○ 県公式観光ホームページ「とちぎ旅ネット」で注意喚起【観光交流課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 携帯情報サービスによる感染予防の注意喚起メール配信（公財）栃木県国際交流協会）【国際課】
農政部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県有施設（なかがわ水遊園、とちぎ花センター、アグリプラザ、農業大学校）及び施設管理者に対し、感染症対策に関する注意喚起【農政課・農村振興課・経営技術課・生産振興課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光いちご園、農産物直売所、農村レストラン等、不特定多数の人が集まる場所に対し、感染症対策に関する注意喚起 農村振興課・生産振興課】
県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事業者との情報共有【交通政策課】 ○ 県営都市公園や道の駅の利用者に対し、感染症対策に関する注意喚起【都市整備課】【道路保全課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県営住宅の入居者に対し、感染症対策に関する注意喚起【住宅課】
企業局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民ゴルフ場に対し、感染症対策に関する注意喚起【経営企画課】 	
教育委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町の教育委員会及び県立学校に対し、「関連情報の収集を行い、適切な行動をとるよう」注意喚起(1/23)【学校安全課】 ○ 市町の教育委員会及び県立学校に対し、「最新の情報を確認し、感染症対策を周知するとともに、安全確保に細心の注意を払うよう」依頼(1/27)【学校安全課】 ○ 各県立社会教育施設及び各県立体育施設等に対し、関係省庁からの通知を周知し、感染症対策に関する注意喚起【生涯学習課・スポーツ振興課】 	
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県保健福祉部との24時間の連絡体制の確立(1/24)【警備第二課】 	

県民へのメッセージ（知事コメント）案

<新型コロナウイルス感染症に係る対応について>

- 県におきましては、国や医療機関、関係機関と連携し、正確な情報を迅速にお伝えしますとともに、検査、医療体制を整えております。
- 県民の皆様におかれましては、過剰に心配することなく、手洗いや咳エチケットなどの感染症対策に努めていただくようお願いいたします。
- なお、武漢市から帰国・入国された方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するなどし、あらかじめ医療機関に連絡した上で、受診していただきますよう、御協力をお願いいたします。受診に当たっては、武漢市への滞在歴があることを申し出ていただくようお願いいたします。
- 今後とも、感染予防対策、医療体制の確保など全県一丸となって取り組んで参ります。

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口について

◆栃木県内の電話相談窓口

- 発症から2週間以内に武漢市内を訪問した、もしくは武漢市への滞在歴があり発熱と呼吸器症状のある方と接触した方などで、発熱や呼吸器症状のある場合 (24時間対応)
- 新型コロナウイルス感染症に関する一般の相談 (平日：午前8時30分から午後5時15分まで)
- 相談先：お住まい又は施設等を管轄する広域健康福祉センター及び保健所等

広域健康福祉センター及び保健所等の名称、所在地	管轄	連絡先
県西健康福祉センター 〒322-0068 鹿沼市今宮町 1664-1	鹿沼市、日光市	平日：午前8時30分～午後5時15分 TEL 0289-62-6225 夜間・休日：TEL 0289-64-3125
県東健康福祉センター 〒321-4305 真岡市荒町 116-1	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	平日：午前8時30分～午後5時15分 TEL 0285-82-3323 夜間・休日：TEL 0285-82-3321
県南健康福祉センター 〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1	小山市、栃木市、下野市、上三川町、野木町、壬生町	平日：午前8時30分～午後5時15分 TEL 0285-22-1219 夜間・休日：TEL 0285-22-0302
県北健康福祉センター 〒324-0057 大田原市住吉町 2-14-9	大田原市、那須塩原市、矢板市、さくら市、那須烏山市、那須町、塩谷町、高根沢町、那珂川町	平日：午前8時30分～午後5時15分 TEL 0287-22-2679 夜間・休日：TEL 0287-22-2679
安定健康福祉センター 〒326-0032 足利市真砂町 1-1	足利市、佐野市	平日：午前8時30分～午後5時15分 TEL 0284-41-5895 夜間・休日：TEL 0284-41-5900
宇都宮市保健所 〒321-0974 宇都宮市竹林町 972	宇都宮市	平日：午前8時30分～午後5時15分 TEL 028-626-1114 夜間・休日：028-626-1102
栃木県保健福祉部健康増進課 〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20	県内全域	夜間・休日を除く 平日：午前8時30分～午後5時15分 TEL 028-623-3089

○ 日本語以外で相談を希望する場合

相談先：とちぎ外国人相談サポートセンター (毎週火曜日から土曜日：午前9時から午後4時まで)
TEL 028-627-3399

◆厚生労働省の電話相談窓口 (午前9時から午後8時まで(土日・祝日も実施)) TEL 03-3595-2285

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症について、その発生や感染拡大を防止するとともに、医療体制の確保などを促進するため、栃木県健康危機管理対策委員会設置要領第6条の規定に基づき、栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症にかかる県民への情報提供及び周知に関する事項
- (2) 新型コロナウイルス感染症にかかる庁内及び関係機関との連携体制に関する事項
- (3) 新型コロナウイルス感染症にかかる感染予防及びまん延防止に関する事項
- (4) その他、新型コロナウイルス感染症に関連する事項

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事を充てる。
- 3 副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在のときはその職務を代理する。
- 4 本部員は別表1に掲げる者とする。

(運営)

第4条 対策本部に本部会議を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- 3 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。
- 4 本部長は必要があると認めるときは、本部員以外の者に出席を求め、意見を求めることができる。

(対策本部の解散)

第5条 本部長は、新型コロナウイルス感染症の流行が終息したと判断した場合、対策本部を解散する。

(事務局)

第6条 対策本部に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長、事務局員を置き、別表2に掲げる者とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月31日から適用する。

別表1

本部員	教育長
	警察本部長
	栃木県部設置条例（昭和32年条例第2号）に規定する部局の部局長
	会計局長
	企業局長
	県議会事務局長
	人事委員会事務局長
	監査委員事務局長
	労働委員会事務局長
	危機管理監
	保健医療監（設置がある場合に限る。）

別表2

事務局長	保健医療監（設置がない場合は、保健福祉部次長）
事務局次長	危機管理監
事務局員	健康増進課及び危機管理課